

付 録

串本町総合計画審議会委員名簿

諮 問

答 申

串本町総合計画審議会設置条例

長期総合計画策定の経過

長期総合計画審査の経過

串本町総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職	備考
内田 紘臣	教育部会委員	串本町行政機関及び付属行政機関の委員
垣下 良夫	産業部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
上家 富士生	環境部会委員	住民代表
坂成 正人	教育部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
佐藤 武治	環境部会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
塩地 信朗	教育部会委員	住民代表
須賀 節夫	産業部会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
関戸 一嘉	産業部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
谷口 公子	環境部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
寺田 修造	産業部会委員	住民代表
寺田 展治	副会長・環境部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
中尾 修	医療福祉部会委員	学識経験を有する者
中筋 雄四郎	医療福祉部会委員	串本町行政機関及び付属行政機関の委員
中村 洋介	環境部会委員	学識経験を有する者
西 謙 讓	医療福祉部会委員	串本町行政機関及び付属行政機関の委員
西畑 栄治	教育部会委員	学識経験を有する者
野呂 正人	教育部会長	学識経験を有する者
藤本 光弥	医療福祉部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
室 宣行	産業部会委員	串本町に所在する公共的団体の役職員
山中 大資	会長・医療福祉部会長	串本町に所在する公共的団体の役職員

申 総 第 9 7 2 号
平成18年 8月18日

串本町総合計画審議会
会 長 山 中 大 資 殿

串本町長 松 原 繁 樹

串本町長期総合計画の策定について（諮問）

本町を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、“自然を活かした希望と活力のある町づくり”を総合的・計画的に推進していくため、今後の町政運営の指針となるべき新しい串本町長期総合計画について、貴審議会に諮問いたします。

平成18年12月 5日

串本町長 松原繁樹 殿

串本町総合計画審議会
会長 山中大資

串本町長期総合計画の策定について（答申）

平成18年8月18日付で貴職から諮問のあった串本町長期総合計画について慎重に審議を行った結果、別紙「第1次串本町長期総合計画」のとおり、ここに答申します。

記

要 望

本総合計画の趣旨を広く町民に浸透させ、推進にあたっては国、県並びに近隣市町村等の関係機関及び町議会の理解と協力を求めるとともに、関係各課において短期・中期的な実施計画を策定し、計画の実現に向けて可能な限り努力されるよう要望します。

串本町総合計画審議会設置条例

(平成 18 年 3 月 20 日条例第 19 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項に規定する市町村基本構想策定のため同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、串本町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ串本町基本構想の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 串本町行政機関及び付属行政機関の委員
- (3) 串本町に所在する公共的団体の役職員
- (4) 住民代表

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該要件を欠くに至ったときは、その委員は委員を辞したもとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、その所掌事項の調査及び審議のために必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

長期総合計画策定の経過

平成17年	7月29日	各課素案の作成開始
平成18年	2月8日	各課ヒヤリング実施
	4月1日～28日	総合計画審議委員3名を一般公募
	5月2日	公募委員選考
	8月18日	総合計画審議会全体会議（第1回） {長期総合計画（第1次）について諮問}
	8月28日	総合計画審議会全体会議（第2回）
	9月6日	医療福祉部会（第1回）
	9月7日	教育部会（第1回）
	9月11日	産業部会（第1回）
	9月13日	環境部会（第1回）
	9月15日	医療福祉部会（第2回）
	9月21日	医療福祉部会（第3回）
	9月22日	教育部会（第2回）
	9月25日	環境部会（第2回） 産業部会（第2回）
	9月29日	医療福祉部会（第4回）
	10月6日	総合計画審議会全体会議（第3回）
	10月11日	環境部会（第3回）
10月11日～13日		各課ヒヤリング
	10月16日	産業部会（第3回）
	10月17日	総合計画審議会全体会議（第4回）
	10月18日	各課ヒヤリング
	10月23日	産業部会（第4回）
	10月25日	教育部会（第3回） 環境部会（第4回）
	10月30日	医療福祉部会（第5回）
	11月6日	総合計画審議会全体会議（第5回）
	11月22日	総合計画審議会全体会議（第6回）
	12月5日	長期総合計画（第1次）について答申

長期総合計画審査の経過

平成18年12月11日	平成18年串本町議会第4回定例会開会 串本町長期総合計画議案を上程 議案の審査を総務常任委員会に付託
平成19年 1月22日	総務委員会開催（総務部門の審査）
2月 2日	厚生委員会開催（厚生部門の審査）
2月13日	産業建設委員会開催（産業建設部門の審査）
2月20日	総務委員会開催（3委員会での意見を集約）
	----- 委員会が出された意見を担当課におろし、計画内容について再検討 訂正案を作成 -----
3月 6日	総務委員会開催（訂正案を提示）
3月12日	平成19年串本町議会第1回定例会開会 串本町長期総合計画議案の訂正を上程 議案の審査を総務常任委員会へ再付託
3月29日	総務常任委員会委員長が本会議へ審議経過を報告 串本町長期総合計画議案を可決